

宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称：盛土規制法) の手続き・基準等について

I 概要・規制対象 編

宮崎県 環境森林部・農政水産部・県土整備部共管
盛土対策課

留意事項

- この資料は「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の内容についてまとめたものです。
- 概要のみを記載していますので、許可等の手続きを行う場合は、「**宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き（事務手続き 編）**」「**宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き（技術的基準 編）**」「**よくあるQ&A**」等を必ず参照ください。
- この資料では、**宮崎県盛土対策課が許可を行う際の考え方の一部を示したもの**です。許可申請を行う際は、**工事等の箇所を所管する行政機関に確認をお願いします。**
(※宮崎市内の盛土等に関することは、宮崎市の担当部署へ直接ご連絡ください。)

用語の定義

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地 農地、採草放牧地、森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」）
農地等	農地、採草放牧地及び森林のこと
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更のこと
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該土地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その他周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く）
擁壁等	擁壁。崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めのこと

I 概要・規制対象 目次

- 1 盛土規制法の概要
- 2 宮崎県の盛土規制法に基づく規制区域
- 3 許可が必要な規模
 - (1) 土地の形質変更
 - (2) 土石の堆積
- 4 届出が必要な規模
- 5 規制対象外・許可対象外の工事
- 6 盛土規制法に関する事前相談

1 盛土等規制法の概要

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土による大規模土砂災害を契機として制定された、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）の運用を、**令和7年5月1日**より開始

盛土規制法の概要

①規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域として県内ほぼ全域を規制区域に指定（令和7年5月1日指定）

②安全な盛土等の造成

令和7年5月1日以降に、規制区域内で新たに一定規模以上の盛土等を行う場合は、知事（宮崎市内の盛土等は宮崎市長）の許可が必要

③盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常時安全な状態に維持する必要があり、原因行為者も是正措置等の命令の対象になりうる

④実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する拘禁刑や罰金刑の水準を強化

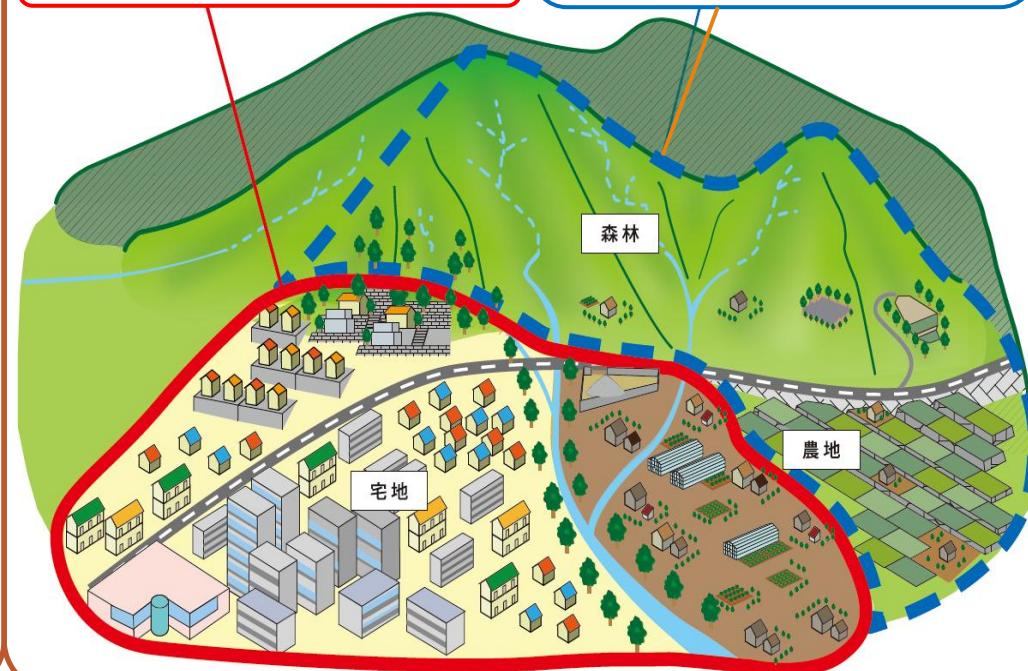
規制区域のイメージ

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など



2 宮崎県の盛土等規制法に基づく規制区域

<規制区域：宮崎県全域図>



区域の拡大図（例：延岡市北部）



※「造成宅地防災区域」の指定はありません。

※規制区域は「盛土情報(閲覧用)[管内の盛土等情報の閲覧]」から、ご覧いただけます。

<https://www.miyazaki.morido-manage-sys.jp/>

3 許可が必要な規模 (1) 土地の形質変更

土地の形質変更（盛土・切土）

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

以下のいずれかの規模に該当する場合、許可の対象となります。（法第12条第1項・第30条第1項）

例：宅地造成のための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面から水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

⑤については、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が
30cmを超える部分が面積の**対象規模要件**となります。
(高さが30cm以下の部分については、**面積には算入しません**。)



3 許可が必要な規模 (2) 土石の堆積

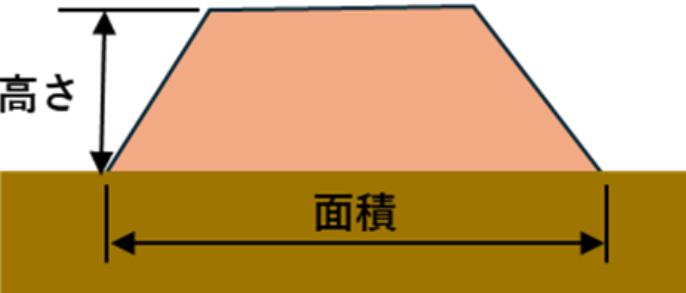
土石の堆積（土石の積重ね）

宅地造成等工事規制区域

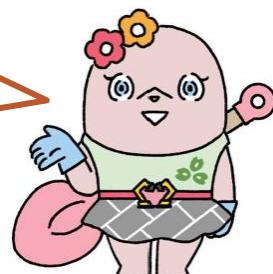
特定盛土等規制区域

以下のいずれかの規模に該当する場合、許可の対象となります。（法第12条第1項・第30条第1項）

例：土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m ² 超 1,500m ² 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの
イメージ図		

- ⑦については、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分が面積の対象規模要件となります。
(高さが30cm以下の部分については、面積には算入しません。)
- 土石の堆積ができる期間（許可の期間）は、最大で5年とします。



4 届出が必要な規模

土地の形質変更（盛土・切土）・土石の堆積（土石の積重ね）

特定盛土等規制区域のみ

特定盛土等規制区域内において、以下のいずれかの規模に該当する場合、届出の対象となります。（法第27条第1項）

※ただしP 6・7の **特定盛土等規制区域** の規模を超える場合は、許可が必要となります。

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、 高さが 2m超 の崖を 生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500m ² 超 となるもの（①～④を除く）※
イメージ図					
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m ² 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超 となるもの※			
イメージ図					

届出対象規模に該当する場合は、当該工事に着手する**30日前まで**に
届出が必要となります。



5 規制対象外・許可対象外の工事

公共施設の用に供されている土地（公共施設用地）での盛土等に関する工事は、盛土規制法の適用除外（法第2条第1項）

《公共施設用地とは》

法律 第2条 第1号	公共施設用地	<ul style="list-style-type: none">● 道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供されている土地
政令 第2条	政令で定める公共の用に供する施設	<ul style="list-style-type: none">● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等● 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地等
省令 第1条 1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none">● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省令 第1条 2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none">● 学校、運動場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雜用水施設、水産飲雜用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

5 規制対象外・許可対象外の工事

規制対象工事であっても、災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可不要（法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書）

《許可不要工事》

政令 第5条	<ul style="list-style-type: none">● 鉱山保安法：鉱山の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）● 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）● 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）● 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） 等
省令 第8条	<ul style="list-style-type: none">● 土地改良法：土地改良事業（農業用用排水施設の新設等） 等● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等● 土壤汚染対策法：汚染土壤の搬出又は処理等● 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壤の保管又は処分● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事● 高さ 2 m以下かつ面積500m²超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事● 土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

5 規制対象外・許可対象外の工事

盛土規制法の規制対象外等について（道路・河川・砂防関係）

道路



有料の高速道路も、公共施設である道路に含まれる

盛土規制法の規制対象外

河川



河川堤防は、盛土構造が主であるが

盛土規制法の規制対象外

砂防施設



砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

盛土規制法の規制対象外

留意点

- 道路、公園、河川 その他政令で定める公共施設は **盛土規制法の対象外**
- 許可不要工事であっても **盛土規制法の規制対象** であることから、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害のおそれがある場合には、**改善命令等の対象**
- 盛土規制法の規制対象外または許可不要の工事で発生した**残土を単に処分する残土処理場**については、**盛土規制法の規制対象**（許可等を要する）

5 規制対象外・許可対象外の工事

盛土規制法の規制対象外等について（農業・農業土木関係）

盛土規制法の許可不要工事

【盛土規制法施行規則第8条】災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの（土地改良事業）



畠地かんがい



区画整備



ため池



農業用排水路



農道

盛土規制法の規制対象外

【盛土規制法施行規則第1条第2項】

国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの



當農飲雜用水施設



農業集落排水施設

留意点

- 許可不要工事であっても**盛土規制法の規制対象**であることから、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害のおそれがある場合には、**改善命令等の対象**
- 盛土規制法の規制対象外または許可不要の工事で発生した**残土を単に処分する残土処理場**については、**盛土規制法の規制対象**（許可等を要する）

5 規制対象外・許可対象外の工事

盛土規制法の規制対象外等について（森林・林業関係）

林道施設



林道は、公共施設である道路に含まれる

盛土規制法の規制対象外

治山施設



治山施設は、公共施設である林地荒廃防止施設

盛土規制法の規制対象外

森林作業道等



森林作業道等は、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

盛土規制法の許可不要工事（盛土規制法の規制対象）

留意点

- 森林作業道等とは、「**森林作業道作設指針**」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等
- 許可不要工事であっても**盛土規制法の規制対象**であることから、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害のおそれがある場合には、**改善命令等の対象**
- 盛土規制法の規制対象外または許可不要の工事で発生した**残土を単に処分する残土処理場**については、**盛土規制法の規制対象（許可等を要する）**

5 規制対象外・許可対象外の工事

その他規制対象とならない行為

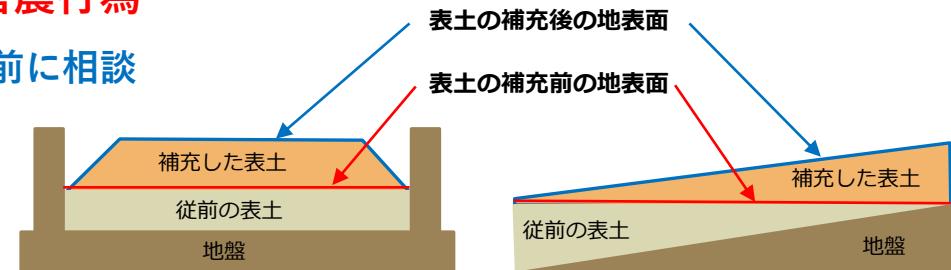
土地利用のために土地の形質を維持する行為については、規制対象とならない。

土地の形質を維持する行為の例

■ 農地及び採草放牧地において行われる**通常の営農行為**

(※営農行為の範疇に含まれるか否かについては、事前に相談を行ってください。)

- ▷ 耕起、代かき、整地、畝立
- ▷ けい畔の新設、補修及び除去
- ▷ 表土の補充であってその前後の土地の**地盤面の標高差が30cmを超えないもの**



- グラウンド等の施設を**維持するための土砂の敷均し** 等
- 建築物等の解体・撤去に伴う**床掘り・埋戻し** 等



6 盛土等規制法に関する事前相談

事前相談について

- 公共事業や宅地を造成するための盛土・切土を行う予定がある等、計画されている内容が盛土規制法における許可が必要な工事であるかどうか等の事前相談を受付しています。
- 持参又はメールで提出してください。(※持参される際は、事前の連絡をお願いします。)

事前相談申出書



必要な図書

事前相談申出書の様式は、県HPの盛土対策課のページや盛土システムからダウンロードできます！



事前相談申出書			
相談者 氏名 電話			
工事区域の所在及び地番			
公共事業	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (事業名:)		
公共施設用地	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (施設種別:)		
計画の概要	形質の変更	高さ	盛土高さ 最大高さ: m 切土高さ 最大高さ: m 盛土と切土を同時に使う場合 最大高さ: m
	面積	盛土又は切土を行なう土地の面積 m ²	
		(上記のうち、30cmを超える部分の面積) (m ²)	
		土石の堆積	面積: m ² 、最大高さ: m
	工期	年 月 日	～ 年 月 日
添付文書			
必須 須 1: 位置図 2: 土地の平面図 3: 土地の断面図			
必要な場合 4: 他法令に基づく届出、認可、許可を受けたこと又は他法令に規定する事業である旨を証する書類			
5: 土地の登記事項証明書(※公共施設用地において宅地造成等を行う場合に限る。)			
※以下盛土対策課記入欄			
規制区域種別 <input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域			
<input type="checkbox"/> 許可申請をする。 <input type="checkbox"/> 協議をする。 <input type="checkbox"/> 届出をする。			
<input type="checkbox"/> 手続きは不要である。(理由:)			
※今回の計画に伴い残土が生じる際は、適切な処理をお願いします。			
一定規模以上の残土処分を行う場合、許可又は届出の手続きを要しますのでご注意ください。			
起案日: 年 月 日	決裁日: 年 月 日	受付番号:	

・位置図

明示すべき内容：方位、道路及び目標となる地物
縮 尺: S = 1 / 10, 000 以上

・土地の平面図

明示すべき内容：方位及び土地の境界線並びに盛土、切土、又は土石の堆積を行う面積、工事を行なう前後の地盤面高さ及び周辺地盤面との高低差
縮 尺: S = 1 / 2, 500 以上

・土地の断面図

明示すべき内容：盛土、切土、又は土石の堆積を行う前後の地盤面高さ及び周辺地盤面との高低差
縮 尺: S = 1 / 2, 500 以上

・他法令に基づく届出、認可、許可を受けたこと又は他法令に規定する事業である旨を証する書類

明示すべき内容：許可証等

・土地の登記事項証明書

(※公共施設用地において宅地造成等を行う場合に限る)

6 盛土等規制法に関する事前相談

システムでの事前相談について

○盛土等情報管理システムの本格運用後（予定：R8年4月～）はシステムからも事前相談が行えます。

The screenshot shows the system's main interface. On the left, a sidebar has a green box labeled "事前相談" (Pre-consultation) with a red border around the "事前相談" button. A callout points from this button to the "事前相談" section in the main content area. The main content area has three main sections: "進捗情報" (Progress Information), "各種申請・届出書の作成" (Various Applications and Submission Forms), and "お知らせ" (Announcements). The "進捗情報" section contains a yellow button "進捗情報の確認をする" (Check Progress Information). The "お知らせ" section lists three announcements with dates: 2025/11/25 お知らせテスト①, 2025/11/25 お知らせテスト④, and 2025/11/25 お知らせテスト②. A yellow button "過去のお知らせ一覧" (List of Previous Announcements) is also present. The "各種申請・届出書の作成" section shows three categories with dropdown menus: "宅地造成及び特定盛土等" (Land Development and Specific Earthworks), "申請関連" (Application Related), "届出関連" (Submission Related), and "許可・検査関連" (Permit and Inspection Related).

事前相談

画面の指示に従い、簡単に事前相談が行えます！

1 情報の入力
氏名、メールアドレスをシステム画面に入力します。

2 メール受信
入力したアドレス宛に、専用URLが届きます。

3 書類提出
事前相談申出書や必要書類を入力します。

4 回答の受領
盛土対策課が内容を確認し、手続きの要否を回答します。

お問い合わせ先:

○宮崎市

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

・農政部 森林水産課(森林区域に関すること)

TEL: 0985-21-1919 Mail: 15sinrin@city.miyazaki.miyazaki.jp

・都市整備部 開発審査課(森林区域以外に関すること)

TEL: 0985-21-1818 Mail: 30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp

●宮崎市以外(※)

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 盛土対策課

・盛土規制担当:新規の盛土等工事の許可・届出に関すること

・盛土監視担当:公共工事の盛土等工事の協議に関すること

TEL: 0985-33-9263 Mail: morido-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※宮崎市以外の盛土規制法の内容や個別箇所の質問等に関しては、県庁盛土対策課で一括してお受けしますので、上記までお問い合わせください。

(土木事務所や農林振興局等では対応できません)